

1-5-1 金ケ崎町防災会議条例

金ケ崎町防災会議条例

昭和38年7月27日条例第19号

改正

昭和41年6月21日条例第16号

昭和62年6月30日条例第21号

平成12年4月1日条例第13号

平成27年3月18日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、金ケ崎町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 金ケ崎町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部消防長及び金ケ崎町消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(8) その他町長が必要と認め委嘱する者

6 前項第1号から第4号まで、及び第7号並びに第8号の委員の数は、それぞれ若干名とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年7月25日から適用する。

附 則 (昭和41年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第13号) 抄

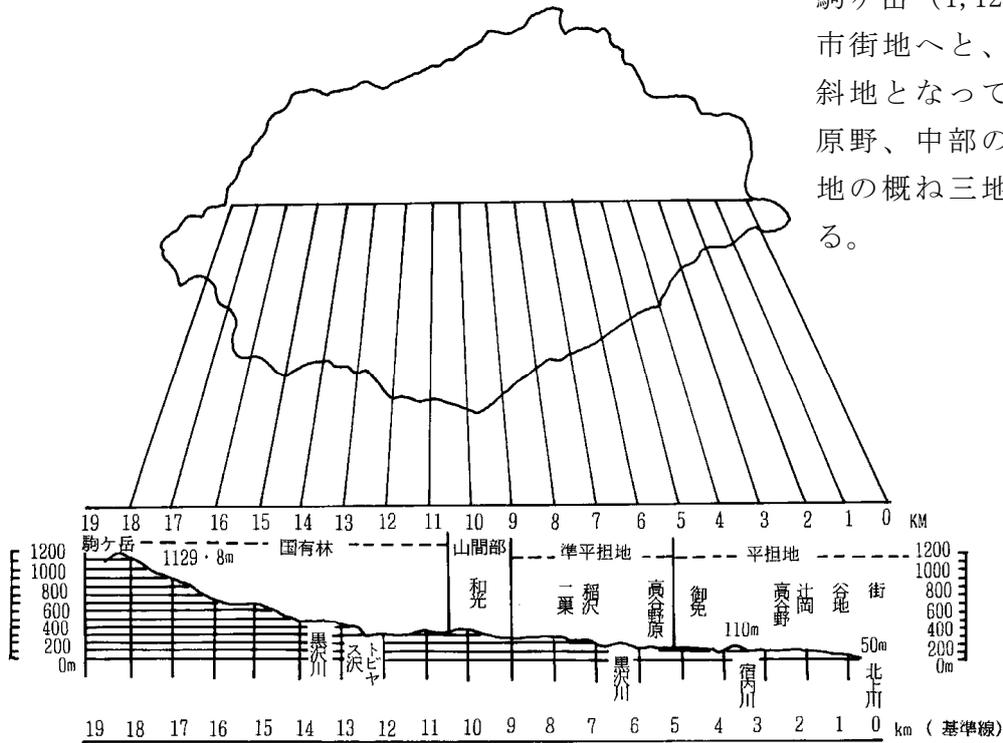
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

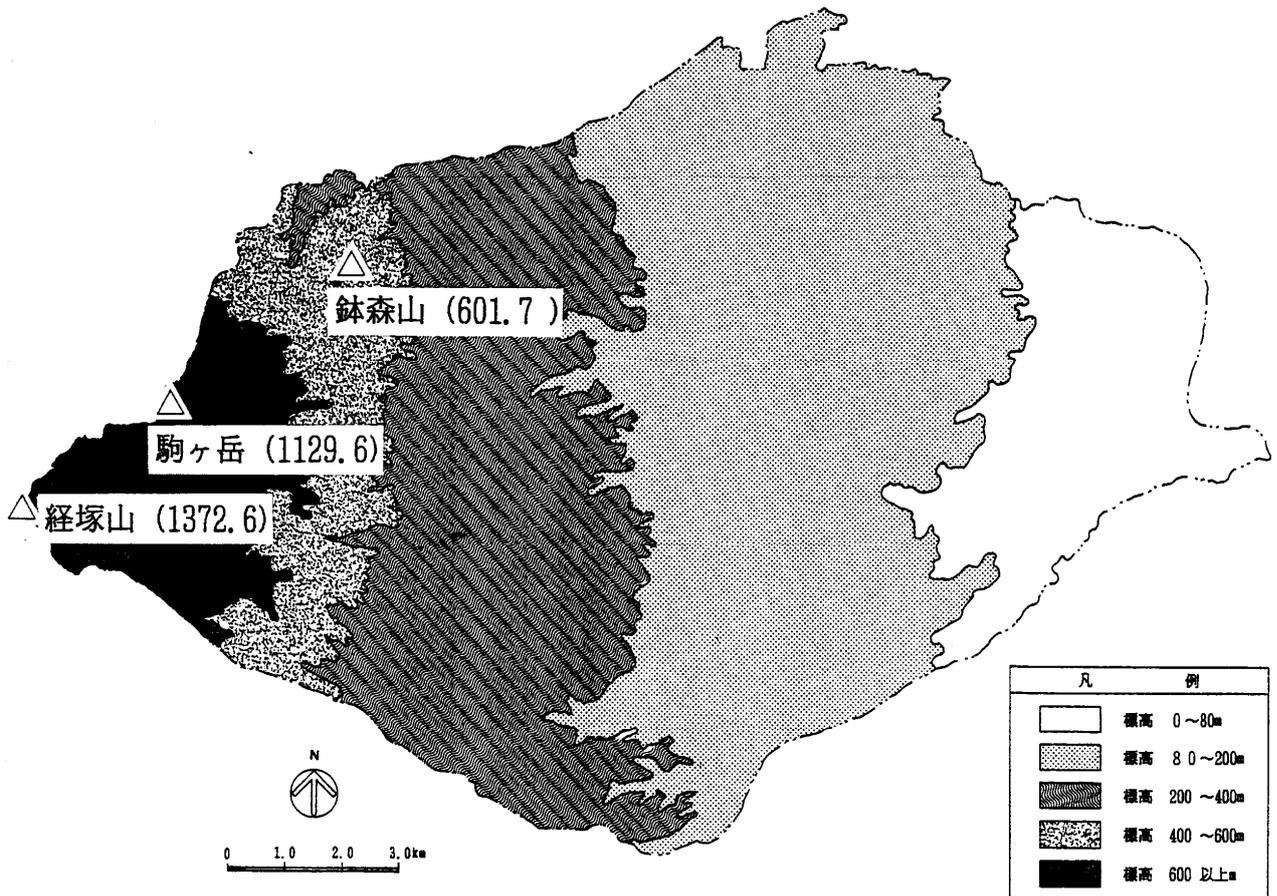
1-7-1 金ヶ崎町地形図

金ヶ崎町断面図



西端の経塚山 (1,372.6m) や 駒ヶ岳 (1,129.6m) から東部の市街地へと、概ねなだらかな傾斜地となっており、西部の山林原野、中部の耕地、東部の市街地の概ね三地帯で構成されている。

標高区分図



1-7-2 地目別内訳

(1) 地目別面積

地目	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	面積 [k m ²]	割合 [%]						
田	37.06	20.62	36.91	20.54	36.85	20.50	36.82	20.49
畑	19.79	11.01	19.88	11.06	19.81	11.02	19.82	11.03
宅地	7.91	4.40	8.14	4.53	8.16	45.4	8.25	4.59
山林	36.55	20.33	36.60	20.36	36.87	20.51	37.05	20.61
原野	11.46	6.37	11.34	6.31	11.35	6.31	11.51	6.40
雑種地	6.09	3.39	6.06	3.37	6.16	3.43	5.83	3.24
その他	60.91	33.88	60.80	33.83	60.55	33.69	60.47	33.64
計	179.77	100.00	179.73	100.00	179.75	100.00	179.75	100.00

1-7-3 断層と地震活動

1. 断層と地震活動

町内には、奥羽山脈の麓を通る北上低地西縁断層帯が存在し、その中で北上市岩崎新田から奥州市胆沢区の間約2.4km区間を出店断層帯と呼び、その断層が活動した場合、M7.3程度、震度6弱の地震が想定されている。

2. 地震被害の想定

1 岩手県では平成10年に、過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼす恐れのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行っている。

(1) 内陸型地震

内陸直下型地震は、北上盆地に大きな被害をもたらす地震として設定されており、地震-1は北部、地震-2は南部とされている。このうち、町に大きな影響を及ぼす地震は、横森山断層群以南から、町内を南北に縦断する出店断層を中心とする地震-2で、最大震度は6弱となっている。

① 地震-1

北上盆地北部への影響が大きい地震で、破壊方向が南側から北側に向かう場合(地震-1A)は、盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市で震度6弱となっている。逆に破壊方向が北側から南側に向かう場合(地震-1B)は、北に位置する盛岡市が震度5強となり、代わりに花巻市の南に位置する北上市が震度6弱となることが予想されている。本町では、地震-1Aでは、町北西部の北上市や奥州市江刺区との町界で震度5弱、地震-1Bでは、町南部を除いて、町域のほとんどが震度5強と予想されている。

② 地震-2

北上盆地南部への影響が大きい地震で、金ケ崎町、北上市、花巻市、奥州市胆沢区で最大震度6弱が予想されている。本町については、町域の半分は震度6弱で、残りは震度5強となっている。

(2) 海溝型地震

海溝型地震は、県沿岸部に大きな被害をもたらす地震で、地震-3は県沿岸北部、地震-4は県沿岸南部となっており、本町への影響は比較的小さい。

①地震-3

県沿岸北部への影響が大きい地震で、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町が震度6弱で、町の全域は震度4と予想されている。

②地震-4

県沿岸南部への影響が大きい地震で、陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市のほか、岩泉町、大槌町、住田町等が震度6強で、町内では、平野部で震度5弱となっている。

想定地震

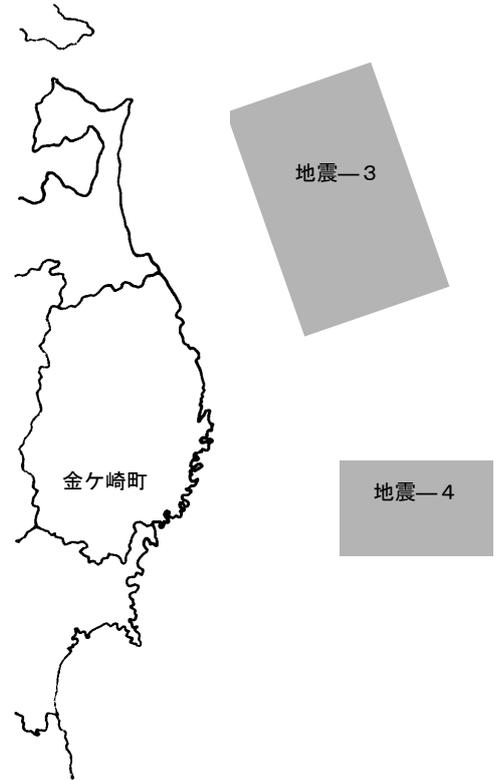
区 分		概 要	
内陸直下型地震	地震—1	位置・規模	北上低地西縁断層群北部の地震 (M=7.4)
		震 源	南昌山断層群～横森山断層群までの一連の断層
		震 度	地震—1 A：六原、三ヶ尻周辺地域で震度5弱。その他の地域は震度4。 地震—1 B：永栄周辺地域で震度5弱。その他の地域は震度5強。
	地震—2	位置・規模	北上低地西縁断層群南部の地震 (M=7.3)
		震 源	横森山断層群以南～出店断層までの一連の断層
		震 度	町西部の山岳地と東部の東北自動車道周辺地域で震度5強。町中央部で震度6弱。
海溝型地震	地震—3	位置・規模	1968年十勝沖地震を基にした地震 (M=7.9)
		震 源	上記十勝沖地震と同様の位置
		震 度	全域震度4。
	地震—4	位置・規模	岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震 (M=8.0)
		震 源	震源：岩手県沖の空白域
		震 度	平野部震度5弱。山岳部震度4。

想定地震断層モデル

<内陸直下型地震>



<海溝型地震>



2 被害想定

①建築物の被害想定

建築物被害想定結果

構造	現況棟数	地震－1 A		地震－1 B		地震－2		地震－3		地震－4	
		大破数 (棟)	大破率 (%)								
木造	10,246	0	0.0	15	0.2	353	3.4	0	0.0	0	0.0
RC造	102	0	0.0	0	0.3	2	1.9	0	0.0	0	0.0
S造	188	0	0.0	0	0.1	10	5.2	0	0.0	0	0.0
合計	10,536	0	0.0	16	0.1	364	3.5	0	0.0	0	0.0

(岩手県地震被害想定調査)

※ 小数点以下は端数処理しているため、地震ごとの大破数、大破率の合計が合わない場合がある。

※ RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

②地震火災の想定

火災被害想定結果

時 期	地震－1 A (南から)		地震－1 B (北から)		地震－2		地震－3		地震－4	
	炎上出火 (棟)	延焼出火 (棟)	炎上出火 (棟)	延焼出火 (棟)	炎上出火 (棟)	延焼出火 (棟)	炎上出火 (棟)	延焼出火 (棟)	炎上出火 (棟)	延焼出火 (棟)
冬季・夕刻	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
夏季・昼頃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 現況建物：10,536 棟

(岩手県地震被害想定調査)

③人的被害の想定

人的被害想定結果

時 期	地震－1 A (南から)		地震－1 B (北から)		地震－2		地震－3		地震－4	
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
冬季・夕刻	0	0	0	0	3	98	0	0	0	0
夏季・昼頃	0	0	0	0	3	98	0	0	0	0

※ 現況人口：16,162 人

(岩手県地震被害想定調査)

罹災世帯・罹災者想定結果

時 期	地震－1 A		地震－1 B		地震－2		地震－3		地震－4	
	罹災世帯 (世帯)	罹災者数 (人)								
冬季・夕刻	0	0	7	25	163	573	0	0	0	0
夏季・昼頃	0	0	7	25	162	569	0	0	0	0

※ 現況世帯数：5,552 世帯

(岩手県地震被害想定調査)

3 県が平成16年におこなった「岩手県地震・津波シュミレーション及び被害想定調査」において宮城県沖地震での金ケ崎町における被害想定は次のとおり。

(1) 人的被害予測結果

時期	木造戸建内 人口	木造共同内 人口	非木造内 人口	死者	重傷	軽傷者	要救出者	避難者
夜間	15,533	436	406	0	0	8	0	1
夕刻	8,184	4,816	5,513	0	0	7	1	1

(2) 建物被害予測結果

木造棟数	木造 全壊棟数	木造 半壊棟数	RC造 棟数	RC造大 破棟数	RC造中 破棟数	S造棟 数	S造全 壊棟数	S造半 壊棟数
4,964	0	0	80	0	0	206	0	0

※ RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

1-7-4 人口・世帯構成等

①行政区別人口及び世帯（平成29年3月31日現在）

行政区名	人口	世帯	行政区名	人口	世帯
城内	303	122	上永徳寺	196	59
矢来	361	148	細野	320	115
町上	152	69	野崎	117	39
南町	264	107	上永沢第一	297	85
谷地上	525	192	上永沢第二	117	42
谷地下	1,175	466	下永沢第一	294	91
横道上	858	290	下永沢第二	255	73
横道下	723	279	東町	568	214
藤巻	265	96	二の町	179	58
御免	236	77	上の町	180	97
川目	351	111	二日町	164	92
和光	314	102	穴持	117	39
高谷野原	165	64	二ツ森	165	64
千貫石	159	50	栄町	256	117
長志田	200	79	町下	113	54
遠谷巾	191	67	金森	165	48
上平沢	410	119	諏訪小路	134	53
下平沢	679	377	檀原	314	126
瘤木	955	410	一の台	475	188
中村	250	82	荒巻	540	225
清水端	756	259	高谷野	263	94
下百岡	156	47	改断	305	94
上百岡	209	67	田園パーク	425	140
下永徳寺	234	64	計	15,850	5,951

②人口構成（各年度3月31日現在）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
年少人口 （14 歳以下）	2,137 人	13.18%	2,098 人	13.07%	2,042 人	12.80%	2,012 人	12.69%
生産年齢人口 （15～64 歳以下）	9,740 人	60.07%	9,491 人	59.13%	9,359 人	58.66%	9,265 人	58.45%
老年人口 （65 歳以上）	4,338 人	26.75%	4,463 人	27.80%	4,553 人	28.54%	4,573 人	28.86%

③65歳以上親族のいる世帯数、世帯人員

（各年10月1日現在）

年次	世帯数	世帯人員
H16	2, 6 7 0	9, 9 7 2
H21	2, 8 3 1	9, 6 6 0
H26	2, 9 7 7	9, 1 8 5

④年齢別高齢者単身者数

（各年10月1日現在）

年次	総 数	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
H16	3 3 0	6 1	7 6	7 7	6 9	4 7
H21	4 5 7	9 5	8 4	8 9	9 3	9 6
H26	6 2 1	9 7	1 1 7	1 1 5	1 1 7	1 7 5

1-8-1 主な災害の発生記録

主な災害の発生記録（火災を除く）

発生年月日	種別	災害の概要・状況
昭和22年9月12日	洪水	カサリン台風による大洪水
昭和23年9月17日	洪水	アイオン台風による大洪水、落橋、堤防決壊、家屋流失
昭和24年9月1日	洪水	キティ台風による洪水、落橋
昭和25年8月4日	洪水	胆沢川完全落橋
昭和32年	風害	家屋樹木の倒壊多大
昭和36年9月	台風	第二室戸台風によりリンゴ5割落果
昭和43年5月	地震	十勝沖地震、盛岡の震度5、国鉄不通
昭和54年8月・10月	豪雨 台風	農作物、道路、堤防等に被害、県は天災融資法要請
昭和56年	台風	内陸、沿岸に暴風被害、交通網に甚大な被害
昭和57年	台風	暴風被害
昭和63年8月28日・29日	豪雨	昭和63年の集中豪雨による被害の概要参照
平成15年5月26日	地震	三陸南地震 震源：宮城県気仙沼沖の深さ71km マグニチュード(M)：7.1 金ヶ崎町震度：5強 最大震度：6弱（旧江刺市他）
平成17年8月16日	地震	宮城県南部地震 震源：宮城県牡鹿半島東方沖80km深さ42km マグニチュード(M)：7.2 金ヶ崎町震度：5弱 最大震度：6弱（宮城県川崎町）
平成19年9月7日	大雨	大雨により、永栄小歩地区で4世帯が床下浸水
平成19年9月18日	大雨	大雨により北上川が増水し、三ヶ尻中村地区に避難勧告を発令。
平成20年6月14日	地震	岩手・宮城内陸地震 震源：岩手県内陸南部の深さ8km マグニチュード(M)：7.2 金ヶ崎町震度：5強 最大震度：6強（奥州市、宮城県栗原市） 被害：永岡地区を中心に25棟の住宅被害（一部損壊）

平成 20 年 7 月 24 日	地震	岩手県沿岸北部地震 震源：岩手県沿岸北部の深さ 108km マグニチュード (M) : 6.8 金ヶ崎町震度：5 弱 最大震度：6 弱 (岩手県野田村) 被害：1 名の負傷者 (軽傷)
平成 23 年 3 月 11 日	地震	東北地方太平洋沖地震 震源：牡鹿半島の東南東約 130km 付近 (三陸沖) の深さ約 24km マグニチュード (M) : 9.0 金ヶ崎町震度：5 強 最大震度：7 (宮城県栗原市) 被害：負傷者 4 名 (軽傷) ほか施設等の軽度の損壊あり

＜昭和 63 年 8 月 28 日・29 日の集中豪雨による被害の概要＞

人的被害		負傷者 1 名	農 林 水 産 関 係	林道決壊	25 箇所	
住 家 被 害	全壊	1 棟		林 業 施 設	林地治山	1 箇所
	床上浸水	33 棟			崩壊地	23 箇所
	床下浸水	136 棟			計	49 箇所
	計	170 棟			農畜産作物 (水稲他)	374 ha
非住家被害・床下浸水		42 棟	土 木 関 係	河川 (県 ・ 町)	97 箇所	
罹災住家 (全壊・床上浸水)		26 世帯		道路 (〃)	76 箇所	
農 林 水 産 関 係	農 地	水田		188 箇所	橋梁 (〃)	30 箇所
		畑		10 箇所	計	203 箇所
		計	198 箇所	教育関係 (校庭土砂流出等)	135 万円	
農 業 施 設	農 業 施 設	水路	193 箇所	上下水道関係 (取水施設等)	8 箇所	
		道路	33 箇所	有線放送電話関係	82 箇所	
		頭首工	22 箇所	避難人数 (ピーク時)	731 人	
		溜池	10 箇所	(金ヶ崎町激甚災害の記録)		
		橋梁	5 箇所			
		揚水機	9 箇所			
		計	272 箇所			

<平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要>

平成23年3月11日(金)14時46分に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、最大震度7を宮城県栗原市で観測し、マグニチュード9.0は、日本の観測史上最大の地震であった。

この地震に伴い、沿岸部では大津波が発生し壊滅的な被害をもたらした。

金ケ崎町では、震度5強を記録し公共施設の一部破損、道路の亀裂、下水道の液状化現象による隆起・陥没等大きな被害が発生し、また長時間に亘る停電・一般電話の不通等、町民の不安をもたらした。

また、4月7日の深夜に、金ケ崎町において余震とみられる震度5強を地震も観測し、被害は更に拡大することとなった。

1. 地震発生状況

(1) 東北大震災における震度5以上の地震

◇発生時刻 平成23年3月11日(金)14時46分

地震名 平成23年東北地方太平洋沖地震

震度 震度5強(最大震度7 宮城県栗原市)

地震の規模 マグニチュード9.0

震源地 宮城県沖(牡鹿半島の東南東約130km付近)の深さ約24km

◇発生時刻平成23年4月7日(木)23時32分

震度 震度5強(最大震度6強 宮城県北部・中部)

地震の規模 マグニチュード7.4

震源地 宮城県沖(牡鹿半島の東約40km付近)の深さ約24km

その他 平成23年東北地方太平洋沖地震の余震とみられる

(2) 金ケ崎町西根の震度別地震回数表(震度1以上)

平成23年3月1日～6月

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	不明	合計
H23年3月	28	48	19	6		1					102
H23年4月	29	14	3			1					47
H23年5月	23	7	1								31
H23年6月	12	5		1							18
総合計	94	75	24	7		2					202

※気象庁データベースより

2. 町内の被害状況

(1) 災害対策本部への報告分

種別	内容	件数	被害額(概算) (千円)
人的被害	負傷(軽傷) 3/11・4/7 各2名	4	—
家屋・建物付属	家屋傾斜・ブロック塀倒壊等	49	9,615
下水道(集落排水含)	沈下・隆起等	49	33,300
上水道	漏水・断水等	66	611
電力	電線たるみ等	8	—
橋梁	橋脚ひび割れ等	2	—
道路	路肩沈下等	27	14,058
公共施設	庁舎カリヨン傾斜、壁亀裂、ガラス破損等	106	62,583
農業施設	ため池堤体道路亀裂等	35	40,934
その他		14	1,766
総合計		360	162,867

(2) ライフライン等の状況

○道路

被害はあったが通行止めするまでに至らず ⇒ 応急処置済み。

○橋梁

江崎大橋の橋脚にひびが入り、通行止め。その他は異常なし。

⇒ 5月30日通行止め解除

○上水道、下水道(集落排水)

一部で自家用漏水・断水。一部でマンホール沈下。

⇒3月14日 復旧

○電力

地震発生と同時に町内全域(東北)停電

- ・3月11日(金) 14時46分停電

⇒3月12日(土) 22:50頃 金ヶ崎町内全域復旧

- ・4月7日(木) 23時32分停電

⇒4月8日(金) 16:20頃 金ヶ崎町内全域復旧

○JR東北新幹線、JR東北本線

地震発生と同時に運転見合わせ

- ・3月11日(金) 14時46分運転停止

⇒3月20日(日) JR東北本線 一関駅～盛岡駅 運転再開

- ・ 4月7日（木） 23時32分運転停止
⇒ 4月11日（月） J R東北本線 水沢駅～盛岡駅 運転再開

○高速道路

- ・ 3月11日（金） 14時46分通行禁止規制
⇒ 3月24日（木） 通行禁止規制 解除
- ・ 4月7日（木） 23時32分通行禁止規制
⇒ 4月10日（日） 通行禁止規制 解除

○電話回線

- ・ 3月11日（金） 14時46分一部不通
⇒ 3月16日（水） 17：00頃 復旧

2-2-1 自主防災組織一覧表

平成29年4月現在

No.	名 称	自 治 会 名	No.	名 称	自 治 会 名
1	城内自治会	城内	23	長志田自治会	長志田
2	矢来自治会	矢来	24	百岡報徳会	上百岡・下百岡
3	町上地区防災交通防犯対策組織	町上	25	永徳寺報徳会	下永徳寺、上永徳寺
4	南町自治会	南町	26	細野部落振興会	細野
5	栄町自治会	栄町	27	野崎自治会	野崎
6	町下自治会	町下	28	上永沢第一自治会自主防災対策委員会	上永沢第一
7	諏訪小路自治会	諏訪小路	29	上永沢第二自治会	上永沢第二
8	檀原自治会	檀原	30	下永沢第一自治会防災委員会	下永沢第一
9	一の台自治会	一の台	31	下永沢第二自治会	下永沢第二
10	荒巻地区防災会	荒巻	32	遠谷巾自治会	遠谷巾
11	三ヶ尻地区自治会連合会	瘤木、清水端、中村	33	上平沢自治会	上平沢
12	谷地上自治会	谷地上	34	下平沢自治会自主防災組織	下平沢
13	谷地下自治会	谷地下	35	東町自治会	東町
14	横道上自治会	横道上	36	二の町自治会	二の町
15	横道下自治会	横道下	37	上の町講中	上の町
16	藤巻自治会	藤巻	38	二日町自治会	二日町
17	御免自治会	御免	39	穴持講中災害等対策委員会	穴持
18	高谷野自治会	高谷野	40	二ツ森自治会	二ツ森
19	川目自治会	川目	41	金森自治会	金森
20	和光自治会	和光	42	改断自治会	改断
21	高谷野原自治会	高谷野原	43	田園パーク自治会自主防災組織	田園パーク
22	千貫石自治会	千貫石			

2-6-1 避難所等一覧

生活圏	行政区名	区域	緊急避難場所			1次避難所			2次避難所			
			施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号	
街地区	1	城内	城内児童公園	西根六軒町		街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111	金ヶ崎小学校	西根大谷 120	44-6055	
	2	矢来			街地区センター	西根北江甫 53	42-3608					
	3	町上			街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111					
	4	南町			街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111					
	38	栄町			街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111					
	39	町下			街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111					
	43	諏訪小路	諏訪公園	西根諏訪小路		街地区体育館	西根南町 22-1	42-2111				
	44	檀原			街地区センター	西根北江甫 53	42-3608					
	45	一の台	一の台児童公園	西根一の台		街地区センター	西根北江甫 53	42-3608				
	46	荒巻	荒巻公民館	西根南荒巻 28-134	44-2931	街地区センター	西根北江甫 53	42-3608				
	19	瘤木	瘤木公民館	三ヶ尻西浦 3-5	44-3935	三ヶ尻地区センター	三ヶ尻南荒巻 48-2	42-4376				
	20	中村			44-2946							
	21	清水端										
	三ヶ尻地区	5	谷地上	谷地上公民館	西根石田 8	44-2946	南方地区センター	西根中田 1				44-2001
		6	谷地下	谷地下公民館	西根大前 118							
7		横道上	横道上公民館	西根寄添田 71-2								
8		横道下	横道下公民館	西根鳥海 57-4	44-2923							
9		藤巻	藤巻公民館	西根上畑田 1	44-3944							
10		御免	御免公民館	西根御免前 12-5								
47		高谷野	高谷野公民館	西根妻根 29-2								
50		田園パーク	菜園パーク	西根前野								
南方地区		川目	坂水	坂水公民館	西根清水 16-3							
			稲沢	稲沢公民館	西根向谷紀 11-5							
	新井田		新井田公民館	西根双葉 1-108	44-3853							
	大沢		大沢公民館	西根上大沢 58-16								
	和光		和光地区集会所	西根和光 183-1	43-2846							
西部地区	高谷野原	駒丘、潤沢	駒丘集会所	西根駒丘 55-3								
		千貫石	千貫石公民館	西根千貫石 31								
		長志田	長志田公民館	西根後田 5-2								
		高谷野原										
		西部地区	西部地区センター	西根高谷野原 904-4	43-3414	西小学校	西根高谷野原 ²³	44-2704				

生活圏	行政区名	区域	緊急避難場所			1次避難所			2次避難所					
			施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号			
永岡地区	22	下百岡	1区、2区	百岡公民館	永栄千刈田 1-1		永岡地区センター	永沢下館 49-1	44-2124	永岡小学校	永沢堀切後下 5	44-3241		
	23	上百岡	3区、4区	永徳寺中央公民館	永栄前養書 16									
	24	下永徳寺	田中、仙光	高橋板金	永栄細越浦 57-1	44-5784								
	25	上永徳寺	内高梨、春宮田 高梨、北沢、小歩	永徳寺境内	永栄門前 1	44-3171								
	26	細野	鳥の海、細野	細野振興会館	永沢鳥の海上 166									
	27	野崎	野崎	野崎公民館	永沢石持沢 6-712		永岡地区センター	永沢堀切後 18-4	44-6068	永岡小学校	永沢堀切後下 5	44-3241		
				永岡生活改善センター	永沢一の越戸 67-4	44-2991								
	28	上永沢第一	二ツ谷、大谷地	二ツ谷生活合理化センター	永沢二ツ谷 115									
				平林集会所	永沢不同沢 27-9									
	29	上永沢第二	原、下谷地、長坂	原公民館	永沢下原前 1-10	44-3961								
	30	下永沢第一	横沢	横沢公民館	永沢関田前 23-1									
				中央公民館	永沢橋本後 15	44-5345								
	31	下永沢第二	黒沢	黒沢公民館	永沢南黒沢 23-7	44-3984								
				中組公民館	永沢春慶 20-1	42-5345								
	16	遠谷巾	遠谷巾	遠谷巾研修センター	西根石黒 24-7									
				小竹葉公民館	西根小竹葉 65									
				五百津公民館	西根五百津 156									
				上平沢公民館	西根二ツ堤 12	43-2842								
				下平沢公民館	西根下平沢 25-3	44-3930								
	32	東町	東町	東町公民館	大原東町 31-5	43-3391								
	33	二の町	二の町	二の町公民館	大原上二の町 54	43-2841								
	34	上の町	上の町	上の町公民館	大原下小路 22-1	43-2300								
	35	二日町	二日町	二日町公民館	大原蟹子沢 33									
	36	穴持	穴持	穴持公民館	大原穴持 283	43-2995								
	37	二ツ森	二ツ森	真栄木公民館	大原下真栄木 30									
	40	金森	伊吹	伊吹集会所	大原伊吹 30-1									
	49	改断	改断	金森公民館	大原頭無 41-4									
				改断公民館	西根改断 165	44-3934								
	北部地区	北都地区センター	北都地区	北都地区センター	大原赤石 34-5	43-3038								
				第一小学校	西根二ツ堤 45-25	43-2322								

※1次避難所は、状況に応じて「中央生涯教育センター・保健福祉センター・文化体育館・和光ドーム等」公共施設も設置します。

2-7-1 金ケ崎町災害時避難行動要支援者支援登録実施要綱

平成22年9月27日告示第112号

改正

平成27年4月1日告示第60号

金ケ崎町災害時避難行動要支援者支援登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者が、災害時における安否確認及び迅速かつ的確な避難の支援を地域の中で受けられるようにするための体制を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりに資することを目的とする。

(避難行動要支援者)

第2 この要綱において「避難行動要支援者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を第7の地域支援者等に提供することに同意した者をいう。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 介護保険の認定区分が要介護3から5までの認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由な障がい、視覚障がい又は聴覚障がいの程度が1級又は2級の者
- (4) 知的障害者療育手帳を所持し、その障がいの程度がA判定の者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を所持し、その障がいの程度が1級の者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が支援の必要があると認める者

(地域支援者)

第3 この要綱において「地域支援者」とは、第2に定める避難行動要支援者を日常から見守り、災害時において可能な限り情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、避難行動要支援者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を第6の関係機関に提供することに同意した者をいう。

(登録の申し込み)

第4 避難行動要支援者は、金ケ崎町災害時避難行動要支援者登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出するものとする。

(登録)

第5 町長は、第4の規定による申し込みに基づき、金ケ崎町災害時避難行動要支援者登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

2 町長は、第4に規定する申し込みを促進するため、民生委員等の協力を得て、避難行動要支

援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。

(登録台帳の提供等)

第6 登録台帳は、町長が保管し、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部、警察署、金ケ崎町社会福祉協議会、金ケ崎町消防団、自治会、自主防災組織及び民生委員に登録台帳を提供する。ただし、金ケ崎町消防団、自治会、自主防災組織及び民生委員に提供する台帳は、当該担当地区に係るものとする。

2 町長は、地域支援者に、申込書に記載された情報(以下「個別情報」という。)を提供する。
(地域支援者等による支援)

第7 関係機関及び地域支援者(以下「地域支援者等」という。)は、避難行動要支援者に対し、登録台帳及び個別情報(以下「登録情報」という。)を活用して次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 注意報、警報等事前の避難に関する情報の提供
- (2) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (3) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等

(登録情報の保護)

第8 地域支援者等は、第7各号に掲げる支援以外の目的で登録情報を活用してはならない。

2 地域支援者等は、登録情報に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 地域支援者等は、登録情報を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に保管しなければならない。

4 地域支援者等は、登録情報を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録情報の変更)

第9 避難行動要支援者は、登録情報に記載された事項に変更が生じたときは、直接に又は民生委員を通じて町長に届け出るものとする。ただし、民生委員の交代による変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出は、金ケ崎町災害時避難行動要支援者登録事項変更届(様式第3号)によるものとする。

3 町長は、第1項の届出があったときは、登録情報にその旨を記載するとともに、地域支援者等に連絡するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

緊急通報システムの有無	有 無	警報・注意報等の情報提供	要 不要
同居家族（続柄）			
ふりがな 氏 名	()	緊急時 連絡先	携帯電話 勤 務 先
ふりがな 氏 名	()	緊急時 連絡先	携帯電話 勤 務 先
緊急連絡先（同居以外の親族等）			
ふりがな 氏 名	()	電 話	
住 所		摘 要	
ふりがな 氏 名	()	電 話	
住 所		摘 要	
行政区・自主防災組織・民生委員			
行 政 区	区 班	民生委員	
自主防災 組 織		指定避難 場 所	
◎ 地域支援者記入欄			
私は、上記登録申込者の地域支援者となること及び次の私の個人情報に申込者の個人情報とともに、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部、警察署、金ヶ崎町社会福祉協議会、金ヶ崎町消防団、担当の民生委員及び福祉関係機関に提供されることを承諾します。			
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	

緊急通報システムの有無	有 無	警報・注意報等の情報提供	要 不要
同居家族（続柄）			
ふりがな 氏 名	()	緊急時 連絡先	携帯電話 勤務先
ふりがな 氏 名	()	緊急時 連絡先	携帯電話 勤務先
緊急連絡先（同居以外の親族等）			
ふりがな 氏 名	()	電 話	
住 所		摘 要	
ふりがな 氏 名	()	電 話	
住 所		摘 要	
行政区・自主防災組織・民生委員			
行 政 区	区 班	民生委員	
自主防災 組 織		指定避難 場 所	
◎ 地域支援者記入欄			
私は、上記登録申込者の地域支援者となること及び次の私の個人情報が申込者の個人情報とともに、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部、警察署、金ヶ崎町社会福祉協議会、金ヶ崎町消防団、担当の民生委員及び福祉関係機関に提供されることを承諾します。			
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	
ふりがな 氏 名	印	電 話	
住 所	金ヶ崎町	摘 要	

2-15-1

消防団各部標準装備一覧表

H29年3月末現在

所 属 名	計	単位	所 属 名	計	単位
火災ホース	20	本	つるはし	1	本
ヘルメット	10	個	かけや	1	本
防火ヘルメット	7	個	土のう袋	100	枚
防火服	7	個	消火器	3	本
防火長靴	7	足	ラジオ	1	個
防火手袋	7	双	ヘッドライト	5	個
ゴム手袋	10	双	充電ライト ポータライト	1	個
停止棒	3	本	ハンドマイク	1	個
ホースブリッチ	2	組	消防団無線機	1	台
噴射ノズル	3	本	投光器／発電機	1	組
管そう	3	本	ガソリン携行缶	1	個
止水器	1	個	簡易トランシーバー	3	個
分水器	1	個	反射ベスト	5	着
消火栓開閉金具	1	個	救命胴衣（各水防倉庫）	10	着
消火栓媒介金具	1	個			
マンホール開閉棒	2	本			
とび	10	本			
スコップ	5	本			

2-17-1 土砂災害警戒区域等一覧表

	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地		特別警戒区域の有無
1	急傾斜地の崩壊	143A0125	矢来	西根	諏訪小路	有
2	急傾斜地の崩壊	143A2001	後千貫石	西根	後千貫石	有
3	急傾斜地の崩壊	143A2002	壇原	西根	壇原	有
4	急傾斜地の崩壊	143A2003	矢来-1	西根	矢来	有
5	急傾斜地の崩壊	153A1001	北増沢	永栄	北増沢	有
6	急傾斜地の崩壊	143B2001	清水端	三ヶ尻	清水端	有
7	急傾斜地の崩壊	143B2002	清水端-2	三ヶ尻	清水端	有
8	急傾斜地の崩壊	143B2003	清水端-1	三ヶ尻	清水端	有
9	急傾斜地の崩壊	143B2004	一ノ台	西根	一ノ台	有
10	急傾斜地の崩壊	143B2005	表小路	西根	表小路	有
11	急傾斜地の崩壊	143B2006	大石	西根	大石	有
12	急傾斜地の崩壊	143B2007	日當	西根	日當	有
13	急傾斜地の崩壊	143B2008	下谷地	永沢	下谷地	有
14	急傾斜地の崩壊	143B2009	横長根	永沢	横長根	有
15	急傾斜地の崩壊	143B2010	上大谷地	永沢	上大谷地	有
16	急傾斜地の崩壊	143B2011	広本山根	永沢	広本山根	有
17	急傾斜地の崩壊	143B2012	下羽黒町	永沢	下羽黒町	有
18	急傾斜地の崩壊	143B2013	下田谷	永栄	下田谷	有
19	急傾斜地の崩壊	143B2014	斉林寺	永栄	斉林寺	有
20	急傾斜地の崩壊	143B2015	西柏山	永栄	西柏山	有
21	急傾斜地の崩壊	144B2033	達小路	西根	達小路	有
22	急傾斜地の崩壊	152B1001	中ノ又	永栄	中ノ又	有
23	急傾斜地の崩壊	153B1002	河子端	永栄	河子端	有
24	急傾斜地の崩壊	153B1003	河子端-1	永栄	河子端	有
25	急傾斜地の崩壊	153B1004	女夫坂	永栄	女夫坂	有
26	急傾斜地の崩壊	153B1005	九石	永栄	九石	有
27	急傾斜地の崩壊	153B1006	五木田	永栄	五木田	有
28	急傾斜地の崩壊	153B1007	茶畑	永栄	茶畑	有
29	急傾斜地の崩壊	153B1008	細越-1	永栄	細越	有
30	急傾斜地の崩壊	153B1009	細越	永栄	細越	有
31	急傾斜地の崩壊	153B1010	桜田	永栄	桜田	有
32	急傾斜地の崩壊	153B1011	内高梨	永栄	内高梨	有
33	急傾斜地の崩壊	153B1012	北上高梨	永栄	北上高梨	有
34	急傾斜地の崩壊	153B1013	西北沢	永栄	西北沢	有
35	急傾斜地の崩壊	153B1014	西北沢-1	永栄	西北沢	有
36	急傾斜地の崩壊	153B1015	北大橋	永栄	北大橋	有
37	急傾斜地の崩壊	153B1016	谷木前-1	永栄	谷木前	有
38	急傾斜地の崩壊	153B1017	谷木前	永栄	谷木前	有
39	急傾斜地の崩壊	143C2001	三ヶ尻	三ヶ尻		有
40	急傾斜地の崩壊	143C2002	裏小路	西根	裏小路	有

2-17-1 土砂災害警戒区域等一覧表

	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地		特別警戒区域の有無
41	急傾斜地の崩壊	143C2003	鶴ヶ岡	西根	鶴ヶ岡	有
42	急傾斜地の崩壊	143C2004	下庄	永栄	下庄	有
43	急傾斜地の崩壊	143C2005	蟹沢	永沢	蟹沢	有
44	急傾斜地の崩壊	143C2006	上羽黒町-1	永沢	上羽黒町	有
45	急傾斜地の崩壊	143C2007	下田谷-1	永栄	下田谷	有
46	急傾斜地の崩壊	143C2008	下田谷-2	永栄	下田谷	有
47	急傾斜地の崩壊	143C2009	林蔵寺	永沢	林蔵寺	有
48	急傾斜地の崩壊	153C1001	根岸	永栄	根岸	有
49	急傾斜地の崩壊	153C1002	西根岸	永栄	西根岸	有
50	急傾斜地の崩壊	153C1003	窪	永栄	窪	有
51	急傾斜地の崩壊	143D2001	菖蒲沢	西根	菖蒲沢	有
52	急傾斜地の崩壊	152D1001	細野	永栄	細野	有
53	急傾斜地の崩壊	143E2001	一ノ台-1	西根	一ノ台	有
54	急傾斜地の崩壊	143E2002	壇原-1	西根	壇原	有
55	急傾斜地の崩壊	143E2003	矢来-2	西根	矢来	有
56	急傾斜地の崩壊	143E2004	大沢	西根	大沢	有
57	急傾斜地の崩壊	143E2005	八荒神	西根	八荒神	有
58	急傾斜地の崩壊	143E2006	雛子沢	西根	雛子沢	有
59	急傾斜地の崩壊	143E2007	上羽黒町	永沢	上羽黒町	有
60	急傾斜地の崩壊	153E1001	寺窪	永栄	寺窪	有
1	土石流	J153101	小歩(1)	永栄	小歩	有
2	土石流	J153102	小歩(2)	永栄	小歩	有
3	土石流	J153103	西北沢	永栄	西北沢	無

2-20-1 金ヶ崎町火入条例

金ヶ崎町火入条例

昭和30年4月25日条例第33号

改正

平成18年12月28日条例第45号

第1条 森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第14条並びに第15条により金ヶ崎町所在の土地に火入れを為さんとする者は、第1号様式による申請書を町長に提出しその許可を得なければならない。但し、火入をしようとする土地が他人の所有の場合はその土地の所有者又は管理者の承諾書を申請書に添付しなければならない。

第2条 前条の申請を許可したときは、町長は、第2号様式の許可証を申請者に交付しなければならない。

2 前項の許可証は、火入者が火入の際必ず携帯しなければならない。

第3条 火入をするときは、予め防火の設備をなし、且つ、接近せる土地の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

第4条 火入について延焼その他危害のおそれあるときは、町長は何時でも火入の方法あるいは期日の変更その他相当の処置を命ずることができる。

第5条 必要に応じ町長の指名した町職員、消防団員は、火入に関し指揮をすることができる。この場合、火入者は、その指揮に従わなければならない。

第6条 火入をなした者は、火気が消滅した後でなければその場を立去ることができない。

第7条 火入の施行期間は、毎年2月20日より5月31日までとする。

第8条 第1条の申請期間は、火入実施の30日前までとする。

第9条 開墾その他事情やむを得ざる場合は、第7条及び第8条の規定に拘らず火入実施の10日前において第1条の規定に依り申請し許可を受けなければならない。

第10条 火入許可証は、その効力を失った日より30日以内にこれを交付した町長に返納しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第45号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式

火 入 申 請 書

住 所
氏 名

1 火入の施行箇所

1 地 目 1 面 積 1 所有者

1 火入の月日

1 火入の目的

1 防火設備の概要

1 火入番人（責任者）氏名及び人数

上記のとおり火入を致したいので御許可下さるよう別紙施行地図面を添えて申請致します。

年 月 日

申請人 氏 名

金ヶ崎町長 殿

第2号様式

森 林 火 入 許 可 証			
火 入 期 日		火 入 者	
火 入 箇 所			
許 可 年 月 日		取 扱 者	
火 入 者 心 得			
1 火入者は、火入の際この許可証を必ず携帯しなければならない。			
1 火入者は、あらかじめ火入期日火入箇所に近接せる森林の所有者若しくは管理者に通知しなければならない。			
1 他に延焼の虞ある箇所は、相当の防火設備をしなければならない。			
1 火入に町長の指名した者の指揮があったときは、その指揮に従わなければならない。			

2 - 2 0 - 2 奥州金ヶ崎行政事務組合火災予防条例（抜粋）

奥州金ヶ崎行政事務組合火災予防条例（抜粋）

平成 20 年 4 月 1 日

条例第 37 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 削除

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第 3 条—第 17 条の 3)

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第 18 条—第 22 条の 2)

第 3 節 火の使用に関する制限等(第 23 条—第 28 条)

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第 29 条)

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2—第 29 条の 7)

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第 30 条—第 32 条)

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第 33 条—第 34 条の 2)

第 3 節 基準の特例(第 34 条の 3)

第 5 章 避難管理(第 35 条—第 42 条)

第 6 章 雑則(第 43 条—第 48 条)

第 7 章 罰則(第 49 条・第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第 9 条の 2 の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第 9 条の 4 の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第 22 条第 4 項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、組合を組織する奥州市及び金ヶ崎町における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

略

第 3 節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 23 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第 43 号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。)

5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の 30 分の 1 以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第 1 項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(空地及び空家の管理)

第 24 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(たき火)

第 25 条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(がん具用煙火)

第 26 条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施したおおいをしなければならない。

(化学実験室等)

第 27 条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第 30 条、第 31 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 31 条の 4 第 1 項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(作業中の防火管理)

第 28 条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。

2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第 40 条及び第 41 条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋外において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

以下略

3-1-1 金ヶ崎町災害警戒本部設置要領

金ヶ崎町災害警戒本部設置要領

平成8年7月1日告示第75号

改正

平成17年4月1日告示第79号

平成19年4月1日告示第106号

(目的)

第1 この要領は、災害に関係のある警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため設置する金ヶ崎町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 集中豪雨による災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 内陸部に対する大雨警報又は洪水警報が発せられたとき。
- (3) 前号に掲げる警報以外の警報（濃霧警報、波浪警報及び津波警報を除く。）等が発せられ、又は町内に震度4以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害等の災害が発生するおそれがあるとき。

(所掌事項)

第3 警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (3) その他情報の収集に関し必要な事項

(組織)

第4 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は副町長を、副本部長は生活環境課長をもって充てる。

3 本部員は、総合政策課長、農林課長及び建設課長のほか各課長職にあるもののうちから状況に応じて本部長が指名する。

4 本部職員は、副本部長及び本部員の所属する課の職員のうちから本部長が指名する者並びに金ヶ崎町災害対策本部規程（昭和41年訓令第2号）第9条の規定に基づき指名された職員とする。

（本部長及び副本部長）

第5 本部長は、部務を統理し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐して部務を掌理し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（設置場所）

第7 警戒本部は、生活環境課に置く。

（報告）

第8 本部長は、岩手県災害警戒本部水沢地方支部長に対して次の事項を報告しなければならない。

- (1) 警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 町の対策のうち必要と認める事項
- (3) その他必要と認める事項

（警戒本部の廃止）

第9 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 金ヶ崎町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれのなくなったとき、又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

（記録）

第10 警戒本部の設置、活動状況等は、別記様式に記録保存するものとする。

（補則）

この要領に定めるもののほか警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

制定文 抄

平成8年4月1日から適用する。

金ヶ崎町災害警戒本部設置記録

警戒本部設置日時	平成 年 月 日 時 分			
警戒本部廃止日時	平成 年 月 日 時 分			
警戒本部設置報告日時	報告先		報告時刻	時 分
警戒本部廃止報告日時	報告先		報告時刻	時 分
被害の状況			警報等の名称	受 理 時 刻
				時 分
				時 分
				時 分
活動状況				

3-1-2 金ヶ崎町災害対策本部条例

金ヶ崎町災害対策本部条例

昭和38年7月27日条例第20号

改正

平成28年6月10日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、金ヶ崎町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所部の職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年7月25日から適用する。

附 則（平成28年6月10日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-3 災害対策本部の組織表



3-1-4 金ヶ崎町災害対策本部分掌事務

部	班	担当課係等	事務分掌	
総務	総務	総合政策課	1 部の総括及び連絡調整に関すること。	
			2 本部員の動員及び配備に関すること。	
			3 本部員及び職員の給食に関すること。	
			4 労務供給の総括に関すること。	
			5 災害の視察及び見舞者の応接に関すること。	
			6 本部及び本部長の秘書に関すること。	
			7 行政区長等の連絡調整に関すること。	
			8 相談窓口の設置に関すること。	
			9 災害の広報活動及び公聴活動に関すること。	
			10 災害状況の記録に関すること。	
			11 報道団体機関との連絡調整に関すること。	
			12 災害復旧、復興計画の統括に関すること。	
			13 住民からの問合せ対応・情報整理・情報伝達に関すること。	
			14 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。	
			15 避難住民への情報伝達・広報活動に関すること。	
		議会事務局	町議会議員との連絡調整に関すること。	
		財務	財政課	1 他部に属さない町有財産の被害調査に関すること。
				2 庁舎内の整備及び停電時の対策に関すること。
				3 町有財産等の貸付、使用に関すること。
				4 車両の確保及び配車に関すること。
				5 対策物資の輸送に関すること。
	6 災害に伴う財政計画及び財政に関する県、政府機関との連絡に関すること。			
	7 災害応急対策諸物資等の購入資金の確保に関すること。			
	税務・出納	税務課	1 住宅施設及び各課に属さない物資の被害調査に関すること。	
			2 り災者名簿作成及びり災証明に関すること。	
			3 り災による町税の減免に関すること。	
			4 家屋被災状況の調査・撮影・記録に関すること。	
	出納室		1 災害関係の経理の総括に関すること。	
			2 見舞金、義援金の出納に関すること。	
			3 義援物資の受け付けに関すること。	
			4 応急対策に要する経費の経理に関すること。	

3-1-4 金ヶ崎町災害対策本部分掌事務

部	班	担当課係等	事 務 分 掌
防 災	防 災	生活環境課	1 部の総括及び連絡調整に関する事。
			2 災害対策・警戒本部の設置、運営及び庶務に関する事。
			3 本部長の指示、命令の伝達に関する事。
			4 県本部との連絡及び報告に関する事。
			5 被害状況の調査及び報告に関する事。
			6 気象警報等の受理及び伝達に関する事。
			7 避難所の指定に関する事。
			8 現地調査班の派遣に関する事。
			9 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
			10 防災ヘリコプターの応援要請に関する事。
			11 規制の実施に関する事。
			12 消防団、消防署、警察署等との連絡調整に関する事。
			13 無線設備の管理運用に関する事。
			14 廃棄物の処理、清掃及び防疫に関する事。
			15 その他の公害対策に関する事。
			16 防災会議に関する事。
			17 各部・班の行う災害対策の総合調整に関する事。
			18 避難勧告、指示及び避難誘導の準備に関する事。
			19 消防活動及び水防活動に関する事。(警戒区域の設定を含む)
			20 被災者の救出及び行方不明者等の捜索に関する事。
			21 危険物の保安対策に関する事。
			22 交通安全対策に関する事。
			23 防犯対策に関する事。
			24 環境衛生に関する事。
			25 衛生施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。
			26 愛玩動物の救護対策に関する事。
			27 各河川の水位情報の確認及び現場確認による情報収集に関する事。
			28 二次災害の発生防止に関する事。
			29 災害処理状況の取りまとめに関する事。
			30 関係機関等に対する協力及び応援要請に関する事。

3-1-4 金ヶ崎町災害対策本部分掌事務

部	班	担当課係等	事 務 分 掌
民 生	住 民	住民課	1 人的被害者及び行方不明者の情報提供に関する事。
			2 災害による身元不明の死体の確認及び埋葬に関する事。
			3 外国人の所在等に関する事。
			4 遺体の安置及び埋火葬に関する事。
	保 健 ・ 医 療	保健福祉センター 子育て支援課 診療所	1 部の総括及び連絡調整に関する事。
			2 社会福祉施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。
			3 災害時要援護者の安否確認に関する事。
			4 応急食料調達及び炊き出し並びに配給に関する事。
			5 災害救助法の適用に関する事。
			6 災害救助法に基づく給与物資生業資金に関する事。
			7 生活必需品の調達及び供給に関する事。
			8 ボランティア活動に関する事。
			9 援護物資の配布に関する事。
			10 避難所の設置及び運営に関する事。
			11 医療施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。
			12 傷病者の応急手当及び助産に関する事。
			13 感染症予防に関する事。
			14 被災者に対する健康診断、健康相談及び調査に関する事。
			15 疫学調査及び防疫措置の協力に関する事。
			16 救護所の設置及び運営に関する事。
17 医療品の確保に関する事。			
18 医療救護班の編成に関する事。			
19 避難所内の患者輸送に関する事。			
20 医療機関、その他救急機関との連絡調整に関する事。			

3-1-4 金ヶ崎町災害対策本部分掌事務

部	班	担当課係等	事 務 分 掌
産 業	農 林	農林課 農業委員会	1 部の総括及び連絡調整に関すること。
			2 農林関係の被害情報収集及び被害調査報告に関すること。
			3 農林関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること。
			4 関係団体等の連絡調整に関すること。
			5 病害虫の防除に関すること。
			6 家畜の保健衛生に関すること。
			7 被災農林者に対する災害融資に関すること。
			8 農業土木関係の被害情報収集及び被害調査報告に関すること。
			9 農業土木関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること。
			10 農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること。
			11 被害農産物等の防疫及び技術指導対策に関すること。
			12 米穀等主要食料の調達、確保に関すること。
			13 森林火災の予防に関すること。
産 業	商 工	商工観光課	1 商工業関係の被害調査に関すること。
			2 被災商工業者の災害融資に関すること。
			3 観光施設、観光客の被害調査及び応急対策に関すること。
			4 一般労務者、技術者等の要員確保に関すること。
建 設	建 設	建設課	1 部の総括及び連絡調整に関すること。
			2 道路、河川及び橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること
			3 危険箇所及び堤防等の水防対策施設の被害調査及び応急対策に関すること。
			4 障害物の除去に関すること。
			5 町営住宅、公園の被害情報収集及び応急対策に関すること。
			6 被災建築物の災害復旧の指導に関すること
			7 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急復旧に関すること
			8 交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること。
			9 応急復旧用資機材の確保及び輸送に関すること。
			10 土木建設工事業者との連絡調整に関すること。
			11 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
			12 被災宅地の危険度判定に関すること。

3-1-4 金ヶ崎町災害対策本部分掌事務

部	班	担当課係等	争 務 分 掌
水道	上・下水道	水処理センター	1 部の総括及び関係機関との連絡調整に関する事。
			2 上・下水道施設の被害情報の収集及び被害の調査報告に関する事。
			3 上・下水道施設の保全及び応急対策に関する事。
			4 飲料水の確保及び給水対策に関する事。
			5 水道工事事業者による災害復旧工事の指導督励に関する事。
教 育	学校教育	教育委員会 各幼稚園 給食センター	1 部の総括及び関係機関との連絡調整に関する事。
			2 学校教育施設の被害調査に関する事。
			3 被災学校教育施設の応急復旧に関する事。
			4 避難所の開設及び管理に関する事。
			5 園児、児童、生徒の避難誘導及び救護に関する事。
			6 園児、児童、生徒の避難対策に関する事。
			7 災害を受けた園児、児童、生徒の応急教育対策に関する事。
			8 学用品の調達及び確保に関する事。
			9 災害時の学校給食に関する事。
			10 町立小中学校の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関する事。
			11 学校教職員の非常招集及び配置に関する事。
			12 指定避難施設としての管理に関する事。
			13 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理に関する事。
			14 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事。
			15 文化財の保全に関する事。
			16 文化財の被害調査に関する事。
	社会教育	中央センター 各地区センター 図書館	1 施設使用者の避難誘導及び救護に関する事。
			2 避難所の開設及び管理に関する事。
			3 社会教育、体育施設の保全に関する事。
			4 社会教育、体育施設の被害調査に関する事。
			5 災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関する事。
			6 図書館等に係る刊行物の保存及び保護に関する事。
消防部	消防	分団	1 気象予報及び警報等に関する事。
			2 消防活動に関する事。
			3 避難の指示及び誘導に関する事。
			4 救助活動に関する事。
			5 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関する事。

3-1-5 活動マニュアル

<発生前>

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集及び 連絡・調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、県南広域振興局その他防災関係機関との連絡・配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の 点検・整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難勧告、避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する災害対策本部設定の発表 (3) 防災関係機関及び県南広域振興局に対する災害対策本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部及び防災関係機関の配備状況の把握

<発生後>

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置 (8) 町本部長の指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	4 避難及び救出対策	(1) 避難勧告、避難指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 避難状況の把握 (4) 避難場所の開設及び運営
	5 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (2) 被災者の捜索及び救助要請 (3) 給食給水活動要請
	6 県等に対する応援要請	(1) 被災者の捜索及び救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	7 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動に対する支援 (2) ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整
	8 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法に基づく救助の実施
	9 現地災害対策本部の設置	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣

	10 機動力及び輸送力の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保
災害発生後	11 医療及び保健対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急医療及び保健活動の実施 (2) 医薬品及び医療用資機材の調達
	12 給水対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道水の確保及び給水の実施 (2) 応急復旧・応急給水用資機材の確保
	13 食料等の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害用応急米穀、パン、めん類の調達 (2) 副食品等の調達
	14 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	15 防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達
	16 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等の応急対策の実施
	17 農林水産応急対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施
	18 土木応急対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	19 被災者見舞対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣 (2) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置
20 被災者に対する生活確保対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の住宅対策 (2) 農林水産復旧対策 (3) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (4) 商工業復旧対策 (5) 公共土木施設関係復旧対策 (6) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布 	

3-6-1 ヘリポート（臨時ヘリポート）一覧

ヘリポート

名 称	大きさ(m)		住 所
	縦	横	
水沢消防署金ヶ崎分署	102	53	西根北宿内 78-1
みどりの郷	130	90	永栄上宿 26-3
森山総合公園	150	80	西根森山 31-2
岩手県農業大学校	285	90	六原蟹子沢 14
東北電力北上ヘリポート	100	100	西根森山 19-3

臨時ヘリポート

名 称	大きさ(m)		住 所
	縦	横	
町民運動場	100	100	西根南羽沢 3 3
南方地区センター	70	70	西根中田 1
三ヶ尻地区センター	100	100	三ヶ尻南荒巻 4 8 - 2
北部地区センター	100	90	六原赤石 3 4 - 5
西部地区センター	110	120	西根高谷野原 9 0 4 - 4
永岡地区センター	120	120	永沢堀切後 1 8 - 4

3-22-1 近隣火葬場

〔近隣火葬場〕

市町村名	名 称	住 所	連 絡 先
北上市	しみず斎園	北上市北工業団地 5-36	0197-66-2725
花巻市	市営火葬場大迫斎場	花巻市大迫町大迫第10地割29-2	0198-48-2918
花巻市	市営火葬場東和斎場	花巻市東和町土沢5区255	0198-42-1251
花巻市	市営火葬場石鳥谷町斎場	花巻市石鳥谷町好地第2地割161-1	0198-45-4912
一関市	千厩斎苑	一関市千厩町千厩字東小田334-2	0191-52-2426
一関市	釣山斎苑	一関市釣山30-1	0191-21-2159

〔県葬祭業協会等〕

名 称	所 在 地	電話番号
岩手県葬祭業協同組合	盛岡市紅葉が丘3-6	656-0244
全国霊柩車自動車協会岩手県支部	盛岡市紅葉が丘3-6	656-0244

4-1-1 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)

改正 昭和四〇年二月一七日

同四七年八月一日

同五六年四月一〇日

同五六年十月一四日

同五七年九月十日

同五八年七月九日

平成一二年三月二四日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災 じんじん 害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第二章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％を超える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％を超える都道府県が一以上あること。

(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％を超える都道府県が一以上あること。

2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％を超える都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条、第十三条及び第十五条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

4-1-2 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

(昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定)

改正：昭和四六年一〇月一日

同五六年一〇月一四日

同五八年六月一日

平成一二年三月二四日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第十二条、第十三条及び第十五条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

1. 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号まに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。
2. 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に

要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

3. 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該（3）年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害
4. 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

消防相互応援に関する協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、第2条に規定する一部事務組合及び市町の行政区域内大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定組合等)

第2条 この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市町（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 胆沢地区消防組合
- (3) 両磐地区消防組合
- (4) 久慈地区広域行政事務組合
- (5) 大船渡地区消防等組合
- (6) 遠野地区消防事務組合
- (7) 宮古地区広域消防等組合
- (8) 花巻地区消防事務組合
- (9) 北上地区消防等組合
- (10) 二戸地区広域行政事務組合
- (11) 釜石市
- (12) 陸前高田市
- (13) 江刺市
- (14) 大槌町

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、鉄道車両、自動車等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流失事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他大規模な火災

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した協定組合等（以下「被災組合等」という。）の長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定組合等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 被災組合等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定組合等の消防機関が保有する車両等及び資器

材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合等の長に通報するものとする。

(消火資器材等の調達手配)

第6条 応援組合等の長は、被災組合等の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともにその結果を被災組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災組合等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに被災組合等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 被災組合等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援組合等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため必要のつど協定組合等において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定組合等の消防現勢、消防車輛、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (4) その他必要な事項

第4章 経費負担

(人件費等)

第12条 この協定を実施するため必要な経費で、次に掲げるものについては被災組合等の負担とする。

- (1) 応援職員の手当等
- (2) 応援職員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費
- (3) 備蓄資器材及び臨時調達資器材の購入費ならびに輸送費
- (4) 燃料費
- (5) 車輛及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
- (6) 機械器具等の輸送費

2 前項第1号及び第2号に掲げる経費は応援組合等の条例、規則等の規定により算定するものとする。

(第三者に対する損害補償に要する経費)

第13条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においてその損害が応援業務中に生じたものについては被災組合等が、往路及び帰路に生じたものについては応援組合等がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

第14条 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は被災組合等の請求に基づいて被災組合等が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

第15条 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前3条により難しいときは関係協定組合等が協議して定める。

第5章 雑則

(実施細目)

第16条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第17条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第18条 この協定を証するため正本14通を作成し協定組合等の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和50年5月13日から効力を生ずる。

盛岡地区広域行政事務組合管理者
胆沢地区消防組合管理者
両磐地区消防組合管理者
久慈地区広域行政事務組合管理者
大船渡地区消防等組合管理者
遠野地区消防事務組合管理者
宮古地区広域消防等組合管理者
花巻地区消防事務組合管理者
北上地区消防等組合管理者
二戸地区広域行政事務組合管理者
釜石市市長
陸前高田市市長
江刺市市長
大槌町町長

災害時の医療救護活動に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と社団法人水沢医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、金ケ崎町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協定を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が備える医薬品等とする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

（費用弁償）

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときのその使用した医薬品等の費用、実費の額

(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用、実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のための適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前項の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和63年1月19日から昭和63年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和63年1月19日

甲 代表者 金ヶ崎町長
乙 水沢市宇多賀21の1
社団法人水沢医師会

消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、花巻市、北上市、江刺市、東和町、湯田町、金ヶ崎町及び沢内村（以下「隣接市町村」という。）との消防の相互応援に関して定めるものとする。

(応援派遣)

第2条 隣接市町村は、火災防御のため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 消防機関が火焰を認めた場合は1隊（消防車）とし、若しくは要請により出動する。
- (2) 要請があったときは、その要請隊数（車数）
- (3) 支援側の消防長及び消防署長又は消防団が必要と認める場合にはその全隊数

第3条 火災その他の災害に際しては、要請のあった場合又は支援側の認定により相互に応援するものとする。

(指揮)

第4条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又は消防署長、消防団長が指揮をとること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行なうこと。

(経費の負担区分)

第5条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械、器具の破損に要する修理費又は建物施設に対する事故による補修費若しくは、一般の死傷による療養扶助費に関しては受援側と応援当事者の折半支弁とする。
- (2) 応援の間における諸手当及び被服の損料は応援側の負担とすること。
- (3) 応援が長時間に渉り食糧に要する費用は受援側の負担とすること。
- (4) 動力ポンプによる作業が2時間以上に及ぶときは、その超過部分につき受援側は、燃料を負担すること。
- (5) 前各号以外の費用に関しては当事者においてその都度決定するものとする。

(実施時期)

第6条 この協定は、平成4年10月1日から実施する。

この協定締結の証として正本7通を作成し、各市町村が記名押印のうえそれぞれその1通を保有するものとする。

平成4年10月1日

花巻市長
北上市長
江刺市長
東和町長

湯田町長
金ヶ崎町長
沢内村長

岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるものと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場に

おける防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要は事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本74通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県	岩手町	平泉町	浄法寺町
盛岡市	西根町	大東町	安代町
宮古市	滝沢村	藤沢町	一戸町
大船渡市	松尾村	干廐町	盛岡地区広域行政事務組合管理者
水沢市	玉山村	田老町	胆沢地区消防組合管理者
花巻市	紫波町	山田町	両盤地区消防組合管理者
北上市	矢巾町	岩泉町	久慈地区広域行政事務組合管理者
久慈市	大迫町	田野畑町	大船戸地区消防組合管理者
遠野市	石鳥谷町	普代村	遠野地区消防事務組合管理者
一関市	東和町	新里村	宮古地区広域行政組合管理者
陸前高田市	湯田町	川井村	宮古地区広域行政組合管理者
釜石市	沢内村	軽米町	花巻地区消防事務組合管理者
江刺市	金ヶ崎町	種市町	北上地区消防組合管理者
二戸市	前沢町	野田村	二戸地区広域行政事務組合管理者
雫石市	胆沢町	山形村	
葛巻町	衣川村	大野村	
	花泉町	九戸村	

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名・数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類・規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生した認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき、又は、被災市町村から応援要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

(県内59市町村長 印) 省略

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 第2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話・ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ補償する。
- (4) 前3に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2第7に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6第1の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定の基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1(第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	奥州市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	奥州市

別表第2(第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線番号	
二戸	二戸市	生活環境課	X-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	X-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	X-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	X-441-1	0195-38-2111	38-2161
	一戸町	総務課	X-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	X-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	X-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	X-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	X-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	X-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	X-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	X-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	X-421-1	0195-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	X-401-1	019-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	X-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	X-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	X-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	X-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	X-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	X-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	X-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	X-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮	宮古市	消防防災課	X-466-1	0193-62-5533	62-3637

古	田老町	総務課	X-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	X-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	X-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	X-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	X-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	X-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩 手 中 央	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	X-20-502-1	0197-64-1122	62-7023
	大迫町	総務課	X-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	X-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	X-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	X-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	X-507-1	0197-85-2111	85-2119

地 域	市町村	連絡担当課	電話番号		F A X 番号
			防災行政無線	有線番号	
胆 江	水沢市	生活環境課	X-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	X-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	X-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	X-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	X-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川村	総務課	X-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜石市	総務課	X-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	X-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	X-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	X-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 盤	一関市	企画調整課	X-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉市	総務課	X-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	X-533-1	0191-46-2111	46-3080

	大東町	町民課	X-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	X-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	X-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	X-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	X-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	X-546-1	0191-43-2111	43-2550
気 仙	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	X-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	X-20-553-1	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	X-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番(市町村ごとに異なる)であること。

2 は、応援調整市町村であること。

第 号
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
	1 人的被害	(1) 死者	(2) 行方不明	(3) 重傷者
人		人	人	人
住家被害	(1) 全壊	(2) 半壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担当者名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の種類

品名(種類・規格等)	数量	場所

(2) 職員等の派遣

種類	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空 路(ヘリポート等)	
水 路(港 湾 等)	

災害等緊急時の相互応援給水に関する協定書

水沢市（以下「甲」という。）と金ヶ崎町（以下「乙」という。）とは、災害時等における飲料水その他の水道水を確保するため、甲及び乙が両市町の給水区域内の緊急時用連絡管施設整備に係る費用負担及び緊急時用連絡管の運用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の給水区域内における災害等による断水に備え、緊急時用連絡管施設を整備し、相互に応援給水をするため、甲、乙の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急時用連絡管施設の整備）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に緊急時用連絡管の施設（以下「施設」という。）を整備するものとする。

2 整備する施設は次の箇所とする。

金ヶ崎町永栄五反町13番地2地先

3 施設の工事の施工及び工事費用負担については、甲、乙それぞれが給水区域内の分を負担するものとする。

4 共有施設工事費については、甲、乙それぞれ2分の1を負担する。

（完成期限）

第3条 施設の工事の完成期限は、平成13年3月31日とする。

（財産の帰属及び維持管理）

第4条 第2条の規定により甲及び乙が設置した施設は、それぞれ甲又は乙の財産として帰属するものとし、当該施設の維持管理も、それぞれ甲又は乙が行うものとする。

（給水の開始）

第5条 甲及び乙は、災害等により緊急な飲料水等の確保が必要と思われる事態が発生した場合は、甲、乙協議のうえ、速やかに給水を開始する。

（給水水量）

第6条 給水水量は、甲及び乙のそれぞれの施設の能力に応じて、可能な給水水量とし、甲、乙協議のうえ決定する。

（検針業務）

第7条 第5条及び前条の規定による給水水量の計量に係る検針業務は、甲又は乙の供給する側が行う。

（供給料金）

第8条 前条の規定により計量した水道水に係る供給料金の算定方法は、供給側となった甲、乙それぞれの供給した年の属する年度の前年度の1立方メートル当たりの給水原価に供給水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ただし、災害等の程度に応じて、甲、乙協議のうえ供給料金の額を減額し、又は無料とすることができるものとする。

(供給期間)

第9条 応援給水の供給する期間は、災害等で損傷した水道施設が復旧するまでとし、甲、乙それぞれの申し出により応援給水の供給を中止する。

(協定変更)

第10条 施設の整備計画の変更その他やむを得ない事由により、この協定を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。

(疑義等の処理)

第11条 この協定により難い事由が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定する。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 11 年 1 月 27 日

甲 水沢市
水 沢 市 長

乙 金ヶ崎町
金 ヶ 崎 町 長

災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」）と金ケ崎町長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米穀（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に代わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所において倉庫を管理する主管課長及び地域課長又は、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第2条 災害救助用米穀等の価格については、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として決定することを原則とする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀等代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成19年 月 日

岩手県知事
金ケ崎町長

(別 紙)

災 害 救 助 用 米 穀 代 金 納 付 契 約 書

1 種 類

2 数 量

3 代 金 ¥ _____

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

4 現金引取場所

5 代金納付期限 年 月 日

6 引 取 目 的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第 1 条 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第 2 条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、該当未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ、年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第 3 条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第 4 条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第 5 条 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天災地変、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第 6 条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙各々 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事 増 田 寛 也 印

乙 金ヶ崎町長 高 橋 由 一 印

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という）と、イオンスーパーセンター株式会社（以下「乙」という）とは、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター金ケ崎店の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター金ケ崎店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練。
- (2) 甲が実施する防災啓発事業。
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては金ケ崎町生活環境課長、乙においてはイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター金ケ崎店店長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成19年2月1日から平成20年1月31日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。なお、乙が第1条(2)で掲げる店舗が閉店した場合は、並びに、第4条に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通保有するものとする。

平成19年1月25日

甲 金ケ崎町
金ケ崎町長 高橋 由一

乙 岩手県盛岡市菜園1丁目11番地5
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役 岡崎 双一

(別表)

災害時に供給を要請する物資の主なもの

<p>1. 食料品</p> <p>米 パン カップ麺 乾麺 切り餅 バター 調整粉乳 缶詰 インスタントカレー 野菜 ペットボトル飲料 水</p>	<p>3. その他雑貨類等</p> <p>卓上ガステーブル ガスボンベ 固形燃料（炭） 保温用シート（多層構造） ブルーシート 懐中電灯（予備乾電池を含む） ゴミ袋</p>
<p>2. 日用品</p> <p>タオル ティッシュ 歯ブラシ トイレットペーパー 下着類 生理用品 紙オムツ ローソク マッチ その他</p>	<p>4. 資材等</p> <p>スコップ ノコギリ バール ビニールロープ その他</p>

金ケ崎町と奥州エフエム放送(株)との相互協力に関する協定

災害時における災害情報等の放送に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と奥州エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報（以下「災害情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が金ケ崎町内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、金ケ崎町地域防災計画に基づき、町民への迅速かつ正確な情報が伝わるよう甲乙相互に協力する災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の放送）

第2条 甲は、金ケ崎町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報等の放送の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害情報等の放送の要請する場合は、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は他の手段をもって行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し、可能な限り災害情報等を放送するものとする。

（連絡責任者）

第3条 災害情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（放送料）

第4条 災害情報等の放送に係る放送料は無料とする。ただし、その放送が長期間に渡る場合は、甲乙協議するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成19年10月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年9月25日

甲 金ヶ崎町
代表者 金ヶ崎町長

乙 奥州市水沢区佐倉河字東広町1番地4
奥州エフエム放送株式会社
代表取締役社長

第1号様式（第2条関係）

金生 第 号
平成 年 月 日

様

金ヶ崎町長

放 送 要 請 書

「災害時における災害情報等の放送に関する協定書」に基づき、災害情報等の放送について、下記のとおり要請します。

記

件 名			
放送希望日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	前 午 時 分の放送 後	
放送内容			

※ 連絡先 金ヶ崎町生活環境課 消防交通係 電話 24-2111

災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、金ケ崎町内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、金ケ崎町（以下「甲」という。）が岩手県石油商業協同組合胆江支部（以下「乙」という。）に応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達並びに応急対策要員（以下「要員」という。）の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達・確保要請)

第2条 甲は、燃料等の調達及び要員の確保が必要であると認めたときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、可能な限り他に優先して、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の品名及び数量
- (2) 燃料等の搬入日時及び場所
- (3) 要員の必要人員数
- (4) 要員の動員日時及び場所
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第4条 乙が燃料等の調達及び要員の確保に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における町と燃料供給業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は第2条の規定により燃料等の供給及び要員の動員を実施した場合は、速やかに甲に対して、次の事項を文書により報告することとする。

- (1) 供給した品目とその数量
- (2) 供給した日時及び場所
- (3) 動員した要員の人数
- (4) 動員した日時及び場所
- (5) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に事故が発生したときには、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に、乙の責めに帰する理由により、緊急輸送車輛の使用(同伴者を含む)及び第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。

(状況報告)

第8条 甲は、この協定に基づく調達及び確保の要請が円滑に行われるよう、必要と認められた場合は、乙に対し、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の品名、数量及び要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては生活環境課、乙においては岩手県石油商業協同組合胆江支部事務局とする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定書の有効期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙ともに異議の申し出がない場合は期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めることとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月28日

甲 金ヶ崎町西根南町22番地1

金ヶ崎町長

高橋由一 印

乙 奥州市水沢区佐倉河字前田51番地1

岩手県石油商業協同組合胆江支部

支部長 小原昭仁 印

災害時における応急対策等の活動に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、金ケ崎町内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、金ケ崎町（以下「町」という。）と金ケ崎町建設業協会（以下「協会」という。）との間で、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について対応に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、金ケ崎町建設業協会会員（以下「協会会員」という。）が、応急対策等対応が可能な範囲の災害とする。

(応急対策等の活動)

第3条 この協定に基づく、協力する応急対策等の活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の人員の確保・重機・資機材等の調達
- (3) 応急仮復旧工事の実施

(活動の費用負担)

第4条 第3条に掲げる活動に要する費用は、緊急時における住民の生命財産を守るとともに交通確保を図る最小限の活動であり、ボランティア（volntarism=無報酬）とし、協会会員の負担とするものとする。

(活動における事故防止等)

第5条 応急対策等の活動にあたっては、協会会員の二次災害の恐れがある活動は実施しないものとする。また、活動にともなう損害及び事故等については、協会会員の責任で対応するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定業務に関する町の連絡窓口は、生活環境課とする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙ともに異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、町及び協会が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、町及び協会が記名押印の上、各1通保有する。

平成20年3月28日

金ヶ崎町

金ヶ崎町長

金ヶ崎町建設業協会

会 長

災害時における応急対策等の活動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における応急対策等の活動に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(会員名簿等の提出)

第2 金ヶ崎町建設業協会長（以下「協会長」という。）は、協定第3条に基づき協力業務の円滑な執行を確保するため、金ヶ崎町長（以下「町長」という。）に対して、金ヶ崎町建設業協会（以下「協会」という。）に所属する活動会員（以下「会員」という。）の名簿（様式第1）を毎年度4月末日までに提出するものとする。

2 協会長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。

(被災情報収集等担当会員)

第3 町長は、地域の実情等を考慮し、6生活圏毎に被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

2 町長は、第2の規定に基づき協会長から提出された会員名簿の中から、協会の推薦を得て、前項の規定によりあらかじめ定めた収集区域毎に災害発生時において、災害情報の収集等を行う複数の被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、協会に対し、被災情報収集等担当会員名簿（様式第2）により通知するものとする。

3 前項の規定に基づき通知を受けた協会は、担当会員に通知するものとする。

(被災情報収集等)

第4 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

(1) 町内に震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) 自然災害及び大規模な事故等により、町が災害対策本部等を設置する災害が発生した場合

2 前項の規定に基づき収集した被災情報は、被災情報連絡票（様式第3）により生活環境課長に連絡するものとする。

ただし、緊急を要すると判断された場合等は、電話等口頭又はファクシミリ等により連絡することができる。

3 前項の規定に基づき受領した被災情報について、生活環境課長は町長に連絡するものとし、町長は必要に応じて、各担当課長等に対応を指示するものとする。

4 町長は、災害の発生に伴い、緊急かつ詳細に被災状況等を把握することが必要と認められた場合は、担当会員に対し、担当の収集区域の被災情報の詳細な収集と報告を要請することができる。

(人員の確保・重機・資機材等の調達)

第5 応急対策として仮復旧工事に要する人員の確保・重機・資機材等の調達は、会員の責任で可能な範囲内で自主的に調達するものとする。

2 前項の規定で会員自身の対応が困難と判断された場合は、会員同士の協力について協会長の指示を仰ぐとともに、その旨を町長に対し報告するものとする。

(応急仮復旧工事の実施)

第6 会員は、被災情報収集活動により、速やかな応急仮復旧工事が必要と認められた場合は、会員の責任で対応可能な範囲で自主的に着手出来るものとする。

2 前項の活動にあたっては、応急仮復旧工事情報連絡票(様式第4)により町長に対し、連絡するものとする。ただし、緊急を要すると判断される場合は、電話等口頭又はファクシミリ等により連絡することができる。

3 第6第1項の活動にあたっては、災害対策基本法、道路法、河川法、森林法、警察等の規制等に関わる関係法令等による措置や手続きが必要な場合は、町長の指示に従い速やかに応急仮復旧工事活動に着手するものとする。

町長は、速やかに関係機関と協議し、所要の手続きを行うものとする。

(活動の範囲と事故防止)

第7 本協定は、会員の地域に対する社会貢献活動であり応急対策等の活動の範囲は、会員の判断による対応可能な範囲とし、二次災害の恐れがある活動は実施しないものとする。

2 活動にあたっては、事故防止に努めるとともに事故の恐れがある場合は速やかに活動を中止するものとする。万が一事故等が発生した場合の損害等は、会員の責任として処理するものとする。

3 会員は、情報収集、人員の確保・重機・資機材等の調達、応急仮復旧工事の活動を記録するため、活動状況の写真や工事日報等を作成するものとする。

(演習の実施)

第8 応急対策等の活動を円滑に実施するため、毎年8月を目途に情報伝達演習を行うものとする。

(連絡窓口)

第9 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、平成20年3月29日から施行する。

別表

災害時における応急対策等の連絡窓口（第9関係）

担当課	担当係	担当業務・対象となる公共施設
生活環境課	消防交通係	町施設の被害情報の収集と連絡並びに仮復旧工事等の取りまとめ等
農林課	農村整備係 土地改良係	農林・土地改良施設の被害情報による被害状況調査と災害復旧対策等の検討
建設課	建設整備係 維持管理係	道路・河川等の被害情報による被害状況調査と災害復旧対策等の検討

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と金ケ崎町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 1 金ケ崎町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 2 金ケ崎町災害対策本部が設置された場合
- 3 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関すること
- 2 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2号の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その

都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。
本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年3月11日

甲 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1
金ヶ崎町長 高橋 由一

全国瞬時警報システムJ-ALERTによる有事情報等の放送に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と奥州エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）とは、全国瞬時警報システムJ-ALERT（以下「J-ALERT」という。）による緊急地震速報、武力行為等の有事情報（以下、「有事情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、J-ALERTによる有事情報等を受信した場合に、金ケ崎町国民保護計画に基づき、市民へ正確な情報を適時かつ的確に提供するため、甲乙相互に協力する有事情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（有事情報等の放送）

第2条 乙は、甲がJ-ALERTによる有事情報を受信した場合において、自動起動機により緊急告知ラジオを起動させるものとする。

2 乙が放送する有事情報等については、次のとおりとする。

1	国民保護情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
2	国民保護情報	航空攻撃情報
3	国民保護情報	弾道ミサイルに関する情報
4	国民保護情報	大規模テロ情報
5	国民保護情報	事前音声書換情報
6	国民保護情報	即時音声書換情報
7	国民保護情報	キャンセル報
8	緊急地震速報	震度4
9	緊急地震速報	震度5弱
10	緊急地震速報	震度5強
11	緊急地震速報	震度6弱
12	緊急地震速報	震度6強
13	緊急地震速報	震度7

（連絡責任者）

第3条 有事情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（放送料）

第4条 有事情報等の放送に係る放送料は無料とする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成25年1月24日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年1月24日

甲 金ヶ崎町
代表者 金ヶ崎町長 高 橋 由 一

乙 奥州市水沢区佐倉河字東広町1番地4
奥州エフエム放送株式会社
代表取締役 菊 地 弘 尚

災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、金ケ崎町において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、金ケ崎町(以下「甲」という。)が岩手県高圧ガス保安協会胆江支部(以下「乙」という。)にプロパンガスおよびプロパンガス設備の応急対策用資機材(以下「資機材」という。)の調達及び応急対策要員(以下「防災要員」という。)の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達・確保要請)

第2条 甲は、プロパンガス、資機材等の調達及び防災要員確保の必要があると認めるときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。
2. 乙は前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対して次の事項を明らかにして文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出することとする。
(1) プロパンガス、資機材等の品名及び数量
(2) プロパンガス、資機材等の搬入日時及び場所
(3) 要員の必要人員
(4) 要員の動員日時及び場所
(5) その他必要な事項
2. 甲は、事前にプロパンガス、資機材等及び防災要員の輸送に係る緊急通行車輛の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車輛確認書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

(費用負担)

第4条 乙がプロパンガス、資機材等の調達及び防災要員確保に要した費用（甲の指示又は同意のもとづいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む）は、甲が負担するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、プロパンガス、資機材及び防災要員の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかに、その状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第6条 乙が、プロパンガス、資機材及び防災要員の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車輛の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(状況報告)

第7条 甲は、この協定に基づく調達及び確保要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認

めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の数量及び防災要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、生活環境課、乙においては、岩手県高压ガス保安協会胆江支部事務局とする。

(被災都道府県の応援)

第9条 甲が、被災した都道府県への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めがない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は平成27年2月2日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月2日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1
金ヶ崎町 町長 高橋 由一

乙 岩手県奥州市水沢区山崎町14番1号
岩手県高压ガス保安協会胆江支部
支部長 今野 暁

災害等支援に関する協定書

金ケ崎町（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人市民航空災害支援センター（以下、「乙」という。）は、災害発生時の支援活動及びその備えに関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、金ケ崎町又は近隣区域において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲と乙が協働して災害対策に関わる支援活動について必要な事項を定める事を目的とする。

（支援要請）

第2条 第1条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し前条に定める支援を要請することができる。

2 前項の要請は原則として文書によって行われるが、緊急を要する時は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。但し要請がない場合でも、甲が要請する事が出来ない程の危機的状況に陥ったと判断される場合には、乙は自主的に予め定められた支援活動を行うことができる。

（支援活動）

第3条 この協定において、支援活動とは次に定めるものをいう。

- ① 乙が使用する航空機（ヘリコプター・飛行機）による人員及び物資の搬送
- ② 乙が使用する航空機（ヘリコプター・飛行機）による調査及び視察

（離着陸場の使用）

第4条 乙は、金ケ崎町内又は近隣区域において大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対応の支援活動のため甲が指定する臨時離着陸場を使用できるものとする。

（航空機の使用）

第5条 甲は、金ケ崎町において防災訓練、その他イベント等で必要と認めた時は、乙が使用する航空機の使用を要請することができる。

（費用負担）

第6条 災害対応の支援活動に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。但し乙が当該支援活動に関わる費用に関して国や県などが運営する補助金及び財団など民間団体

が運営する助成金への申請を行うときは、甲はこれに協力するものとする。

2 乙の航空機による事故等の補償は、乙が責めを負うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年 2月19日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1

金ヶ崎町 町長 高橋 由一

乙 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目544番地1
埼玉NPOハウス内
特定非営利活動法人市民航空災害支援センター

理事長 竹田 好孝

災害時における飲料の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、金ケ崎町において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、金ケ崎町（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に乙は、搬送先から受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 費用の請求に当たり、乙は災害発生時直前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては生活環境課、乙においては水沢営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1
金ヶ崎町長 高橋 由一

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 広和

岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と金ケ崎町（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
金ケ崎町西根森山32-1	森山総合公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。

(2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。

(3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設は、配置計画に定める後方支援拠点として、次に掲げる機能を担うものとする。

(1) 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）

(2) 支援部隊の現場活動支援機能

(3) ヘリコプター基地・展開機能

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル

(以下「マニュアル」という。)を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

- 2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

(発災時の対応)

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

- 3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。

- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料(乙が条例等により定めているものに限る。)及び乙の増加費用等(甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。)のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 岩手県
岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 団体名 金ヶ崎町
住 所 金ヶ崎町西根南町22-1
代表者 金ヶ崎町長 高橋 由一

災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時において救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき乙が可能と認める範囲内で、対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- （3）甲が管理する支援物資拠点の運営等
- （4）第1号及び第2号に掲げる配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、全て甲が負担するものとする。又、その費用は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ可能な範囲内で情報の交換を行うものとする。

(免除)

第7条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議のうえ、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保存する。

平成27年8月24日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町2番地1

金ヶ崎町

金ヶ崎町長

乙 岩手県北上市流通センター17-3

ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店

主管支店長

災害時における応援協力に関する協定書

金ケ崎町水道事業 金ケ崎町長 高橋由一（以下「甲」という。）とフジ地中情報株式会社代表取締役社長 田村典行（以下「乙」という。）とは、当該地域において災害が発生した場合、応急対策を円滑に遂行するための応援業務について、次のとおり協定を締結する。

（応援業務の内容）

第1条 応援業務の内容は、次の各項に掲げるとおりとする。

- （1） 需要者対応並びに災害情報の受付及び発信
- （2） 応急給水作業における補助
- （3） 漏水調査作業における補助
- （4） その他水道施設等の復旧に関する必要な業務

（応援要請の手続）

第2条 甲は、乙に応援要請をするときは、災害時応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭により要請し、その後文書提出するものとする。

（応援業務の実施）

- 第3条 乙は、甲から応援要請された場合は、速やかに応ずるものとする。
- 2 乙は町内において震度5強以上を記録した場合は、要請の有無に係わらず応援態勢を整えるものとする。
 - 3 乙は甲の指揮のもとに、応援業務を実施するものとする。

（応援業務の報告）

第4条 乙は応援業務を行ったときには、災害時応援業務報告書（様式2）に必要事項を記載し、業務終了後、速やかに甲に報告するものとする。

（応援経費の負担）

- 第5条 乙の応援業務に要した経費は、甲が負担するものとし、甲が定める積算基準により算出した額を、乙が甲に一括して請求するものとする。
- 2 前項の定めにより難しいときは、甲乙協議して定めることとする。

（労災補償）

第6条 応援業務に従事した乙の職員がそのため死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条に定める応援の手続きを確実に円滑に行うため、甲乙双方連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策を円滑に遂行するため、必要な

体制の整備に努めるものとする。

(訓練)

第9条 乙は甲の要請があった場合は、甲の行う災害訓練に参加するものとする。

ただし、甲は訓練に要する経費は原則として負担しないものとする。

(その他)

第10条 この協議の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成27年9月28日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1
金ヶ崎町水道事業

金ヶ崎町長 高橋由一

乙 東京都港区海岸3丁目20番20号
フジ地中情報株式会社

代表取締役社長 田村典行

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、金ケ崎町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、金ケ崎町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2016年3月29日

甲 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町2番地1

金ヶ崎町

金ヶ崎町長 高 橋 由 一

乙 岩手県盛岡市中央通3丁目7番18号

株式会社ゼンリン

東北第二エリア総括部 盛岡営業所

所 長 出 戸 浩

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2)ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8)本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、金ヶ崎町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	金ヶ崎町 B4判住宅地図	5冊
広域図	金ヶ崎町を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	金ヶ崎町 生活環境課利用 閲覧地区：金ヶ崎町	1ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	生活環境課	住所：金ヶ崎町西根南町 22-1 電話：0197-42-2111 FAX：0197-42-3122
乙	連絡先 1	第一事業本部 東北第二エリア統括部 盛岡営業所	住所：盛岡市中央通 3-7-18 電話：019-622-7230 FAX：019-622-2115
	連絡先 2	第一事業本部 東北第二エリア統括部	住所：盛岡市中央通 3-7-18 電話：019-626-0048 FAX：019-622-2115

以上

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ケ崎町西根南町22番地1

代表者 金ケ崎町長

(乙) 金ケ崎町西根南羽沢43番地

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会

代表者 会 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービスセンター	金ヶ崎町西根南羽沢43番地
2	ワークステーションかねがさき	

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と株式会社金ケ崎福祉フロンティア（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成 2 9 年 1 月 1 2 日

（甲） 金ケ崎町西根南町 2 2 番地 1

代表者 金ケ崎町長

（乙） 金ケ崎町西根和光 5 4 4 番地 1

株式会社金ケ崎福祉フロンティア

代表者 代表取締役

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	西光荘	金ヶ崎町西根和光5 4 4 番地2

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人共伸会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ケ崎町西根南町22番地1

代表者 金ケ崎町長

(乙) 金ケ崎町西根一の台45番地10

社会福祉法人共伸会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	共伸園	金ヶ崎町西根一の台45番地10
2	森のさと	金ヶ崎町西根和光545番地4

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と医療法人社団創生会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ケ崎町西根南町22番地1

代表者 金ケ崎町長

(乙) 奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1

医療法人社団創生会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	花憩庵	金ヶ崎町西根谷来浦46番地1

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人フレンドシップいわて（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ケ崎町西根南町22番地1

代表者 金ケ崎町長

(乙) 金ケ崎町六原町の内表道下31番地2

社会福祉法人フレンドシップいわて

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	虹の家	金ヶ崎町六原町の内表道下3 1 番地2

協 定 書

金ケ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人やまどり福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ケ崎町西根南町22番地1

代表者 金ケ崎町長

(乙) 金ケ崎町六原坊主屋敷36番地1

社会福祉法人やまどり福祉会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	あすなろ	金ヶ崎町六原坊主屋敷36番地1
2	ぽっかぽっかの家	金ヶ崎町六原坊主屋敷36番地3

協 定 書

金ヶ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人友愛会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

(甲) 金ヶ崎町西根南町22番地1

代表者 金ヶ崎町長

(乙) 金ヶ崎町西根揚場後8番地2

社会福祉法人友愛会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	友愛園	金ヶ崎町西根揚場後8番地2

協 定 書

金ヶ崎町（以下「甲」という。）と医療法人若葉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年1月12日

（甲） 金ヶ崎町西根南町22番地1

代表者 金ヶ崎町長

（乙） 金ヶ崎町西根鑓水103番地1

医療法人若葉会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	快老苑金ヶ崎	金ヶ崎町西根鑓水103番地1

協 定 書

金ヶ崎町（以下「甲」という。）と社会福祉法人ふるさと福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において身体等の状況が福祉各法による施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、別記のとおり協定を締結する。

平成29年6月22日

(甲) 金ヶ崎町西根南町22番地1

代表者 金ヶ崎町長

(乙) 金ヶ崎町西根北荒巻21番地19

社会福祉法人ふるさと福祉会

代表者 理 事 長

別記

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第2条 乙の運営する福祉施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある時はこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示

するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 甲は、災害時において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	穂の香の郷	金ヶ崎町西根北荒巻21番地19
2	デイサービスセンターふるさと	金ヶ崎町西根北荒巻21番地19
3	四季の郷	金ヶ崎町西根北荒巻21番地19

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般廃棄物協会分）

金ヶ崎町（以下「甲」という。）と胆江地区廃棄物処理協会（以下「乙」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定により、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で甲へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に町内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その額については、甲と乙が協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(協会員の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては金ケ崎町生活環境課、乙においては胆江地区廃棄物処理協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 6月22日

甲 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22番地1

金ケ崎町

金ケ崎町長

乙 岩手県奥州市江刺区岩谷堂字北八日市323-2

胆江地区廃棄物処理協会

会 長

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（産業廃棄物協会分）

金ケ崎町（以下「甲」という。）と岩手県産業廃棄物協会県南支部（以下「乙」という。）とは、地震、水害等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。（解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 災害廃棄物の処分
- (3) 前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定により、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で甲へ報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

（情報の提供）

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に町内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その額については、甲と乙が協議するものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては金ケ崎町生活環境課、乙においては一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県南支部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 6月22日

甲 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22番地1

金ケ崎町

金ケ崎町長

乙 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根荒屋敷3-1

岩手県産業廃棄物協会県南支部

支 部 長

災害時相互応援に関する協定

岩手県金ケ崎町と宮城県大衡村（以下「協定町村」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 協定町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害が発生した場合において、この協定に定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給）

第2条 協定町村は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の応援要請を受けた側（以下「応援町村」という。）は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、被災を受けた側（以下「被災町村」という。）に可能な限り、これを供給するものとする。

3 物資等については、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品
- (4) その他必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 協定町村は、災害応急対策等の実施に必要な職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 協定町村は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の手続き）

第5条 被災町村は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員

- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(自主応援)

第6条 大規模災害と認められる非常災害が発生し、応援が必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援町村は、被災町村側と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 援助に要した経費（輸送費を含む。）は、被災町村が負担するものとし、その額については、双方協議の上定める。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項については、双方協議の上定める。

附 則 この協定は、平成29年6月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町村が記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成29年 6月30日

金ヶ崎町長

大 衡 村 長

災害時における医薬物資供給に関する協定

金ケ崎町（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）は、金ケ崎町内において地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における医療物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、円滑な救援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が金ケ崎災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 前項にかかわらず、甲の費用負担により応急生活物資の供給を乙に申請したときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を求めることができる。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる一般用医療品及び衛生用品
- (2) その他乙が供給可能な物資

（協力要請の手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、調達する物資名、数量、引渡し場所等を記載した様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合、文書によることが難しい場合その他やむを得ないものと甲が認める場合は、電話その他の文書以外の方法により行うことができる。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を様式第2号により甲に連絡するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定の定めるところにより、乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生した直前における小売価格等を規準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡員の派遣等)

第8条 乙は、必要に応じて、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

(物資の安定供給)

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図るとともに安定供給に努力し、甲はこれに協力するものとする。

(その他の協力事項)

第10条 甲及び乙は、災害時において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有、又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること。
- (2) 甲又は乙が収集した町内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- (3) その他被災者への支援活動及び町民生活の早期安定のため必要と認められる事項

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(平時の防災活動への協力)

第12条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡窓口)

第13条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては金ヶ崎町生活環境課とし、乙においては(株)バイタルネット北上支店とする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲及び乙ともに異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時

も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成29年7月19日

甲 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22番地1

金ケ崎町長

乙 岩手県盛岡市紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12

株式会社バイタルネット 岩手営業部

岩手営業部長

別表（第4条関係）

品 目	品 名
<p>一般用医薬品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒剤 ・ ミルク ・ 離乳食 ・ 介護食 ・ 飲料水（PB品お茶、ポカリスエット等） ・ 機能性食品（カロリーメイト、ウィダーインゼリー等） ・ 一般用医薬品（胃腸薬、かぜ薬等） ・ その他 供給可能なもの
<p>衛生用品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク ・ 介護用オムツ ・ 幼児用オムツ ・ 生理用品 ・ ガーゼ・包帯・絆創膏 ・ ストーマパウチ（人口肛門） ・ その他 供給可能なもの

FAX

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社バイタルネット

様

金ヶ崎町長

物資供給要請書

「災害時における物資供給に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 物資の品目及び数量

品 目	規 格	数 量	備 考

担当者：

所属

職名

氏名

FAX

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

金ヶ崎町長

様

株式会社バイタルネット

物資供給回答書

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで協力要請を受けた事項について、次のとおり物資を供給します。

品 目	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

担当者：

所属

職名

氏名

防災関係機関一覧表

内 容	名 称	住 所	電 話	備 考
岩手県災害対策本部	岩手県総合防災室	盛岡市内丸10-1	019-651-3111	
" 奥州地方支部	県南広域振興局企画総務部	水沢区大手町 1-2	0197-22-2811	
国道維持、河川、ダム	東北地方整備局 岩手河川国道事務所	盛岡市上田 4 丁目 2-2	019-624-3131	
"	岩手河川国道事務所 水沢出張所	水沢区東大通り 1-2-14	0197-24-4173	
国道維持	岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所	水沢区佐倉河字車堂 7 9	0197-24-2187	
河川、ダム	東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	盛岡市下厨川字四十四田 1	019-643-7831	
"	" 胆沢ダム管理支所	奥州市胆沢区若柳字横岳前山 6	0197-49-2981	
道路、河川	県南広域振興局土木部	水沢区大手町 1-2	0197-22-2881	
気象情報	盛岡地方気象台防災業務課	盛岡市山王町 7-60	019-622-7870	
自衛隊派遣	陸上自衛隊岩手駐屯地	滝沢村滝沢後 268-433	019-688-4311	
林野災害	岩手南部森林管理署	水沢区東上野町 12-17	0197-24-2131	
食料供給	東北農政局岩手支所	盛岡市盛岡駅前北通1-10 橋市盛岡ビル	019-624-1125	
医療、衛生	奥州保健所	水沢区大手町 5-5	0197-22-2861	
医師会	奥州市医師会	水沢区字多賀 2 1-1	0197-25-2227	
警察関係	水沢警察署	水沢区真城字北塩加羅 37-3	0197-25-0110	
"	" 金ヶ崎交番	金ヶ崎町西根古寺 36-3	0197-44-5227	
消防署	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	水沢区大鐘町 2-16	0197-24-7211	
"	" 金ヶ崎分署	金ヶ崎町西根北宿内 78-1	0197-44-2442	
郵便局	金ヶ崎郵便局	金ヶ崎町西根上餅田 35-1	0197-42-2520	
交通	J R 東日本水沢駅	水沢区東大踊り 1-9-1	0197-23-3712	
"	J R 東日本金ヶ崎駅	金ヶ崎町西根杉土手 2-1	0197-42-2453	
"	J R 東日本六原駅	金ヶ崎町三ヶ尻丹蔵堰 11	0197-44-3501	
"	岩手県交通(株)胆江営業所	江刺区愛宕字前広田 310	0197-35-2185	
電気	東北電力(株)水沢営業所	水沢区西町 5-27	0197-25-5359	
通信	N T T 東日本岩手支店災害対策室	盛岡市中央通り 1-2-2	019-625-4960	
河川、土地改良	岩手中部土地改良区	北上市和賀町長沼 6-131-1	0197-73-8280	
"	永沢土地改良区	金ヶ崎町永沢上野中 19-1	0197-44-2515	
"	胆沢平野土地改良区	水沢区字北田 140-1	0197-24-0171	
農薬団体	J A 岩手ふるさと金ヶ崎地域センター	金ヶ崎町西根高谷野原 79-2771	0197-43-2771	
放送関係	奥州エフエム放送	水沢区佐倉河字東広町 1-4	0197-25-2051	